



# 農業委員会だより

## 西東京市の風と緑～

編集：発行 西東京市農業委員会 住所：西東京市南町 5-6-13  
(田無第二庁舎 5階) TEL:042-420-2820 (直通)

### 各表彰・顕彰事業 受賞者の紹介

令和3年度の各種表彰の受賞者の皆さんをご紹介します。

今回も、表彰式の開催が中止になったため、令和4年2月、農業委員が同席の下、表彰伝達式を開催しました。

当日は、市長から表彰受賞者の皆さんへ賞状を授与していただきました。

#### 第61回企業的農業経営顕彰 東京都知事賞・東京都農業会議会長賞

三原 大介さん・久美子さん

この度は、大変光栄な賞をいただき、ありがとうございます。

毎年、試行錯誤の繰り返しで日々精進して

きた事と私達を支えてくれた家

族・仲間のお陰で受賞

できたと実感しております。

これから



も多くの仲間にお力添えを頂きながら仕事に邁進していきたいと思えます。

#### 第41回農業後継者顕彰 東京都知事賞・東京都農業会議会長賞

安田 弘貴さん・加奈子さん

農業委員会並びに関係者各位の皆様のお計らいにより、光栄な賞をいただき感謝しております。

時代の変化とともに柔軟にやり方を変えて、今後も

様々なことに挑戦しながら農業を

続けていきたくと思

います。



#### 令和3年度農業功労者表彰 農業功労者感謝状

濱野 祐次さん

この度は、このような賞をいただき、光栄な事と感謝しております。

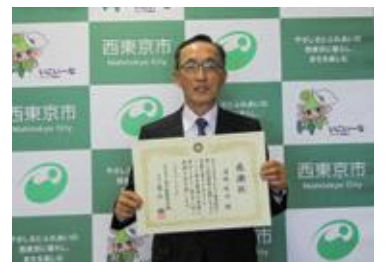


す。今後とも、地域の安全・安心な農産物を提供して、都市農業の発展に努めてまいります。

#### 令和3年度北多摩地区農業委員会 連合会 優秀農業経営者表彰

新井 敦さん

この度は、仕事の励みとなる賞を頂き非常に嬉しく思います。振り返ってみればこの道に入ったきっかけを作ってくれた高校の先生や同業先輩の方々、そして、節目節目に良き人々の出会い等が今の自分を作ってくれたものと思っております。



## 令和3年度指導農業士

「指導農業士とは」優れた農業経営を確立しつつ、担い手の育成に指導的役割を果たしている方に都知事から認定を行うものです。今回は、認定式の開催が中止になったため、令和3年2月、市長から認定書を授与していただきました。

令和3年度 高田 長司さん



## 指導農業士を紹介します

令和2年度 保谷 隆司さん  
 令和元年度 大谷 孝良さん  
 平成30年度 富岡 誠一さん  
 平成28年度 都築 則幸さん

## 特定生産緑地の指定申請

特定生産緑地制度とは、生産緑地の買取申出の期限を10年延長することができる制度です。

農地転用等の行為に制限がかかる一方、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができるなど、これまでの制度を継続することができます。

指定にあたっては、生産緑地の指定から30年が経過する前に、申請する必要がありますので、お忘れのないよう、お早めにお手続きください。

生産緑地 指定年度	特定生産緑地 指定申請期限
平成5年	令和5年2月末予定
平成6年	令和6年2月末予定

申請について、ご質問・ご不明点がある方、現在検討中の方、特定生産緑地の指定後・指定申請後に状況等の変化があった場合は、都市計画課または農業委員会事務局にお気軽にご相談ください。

農業委員会では、引き続き市・都市計画課と連携しながら、情報発信等に努めてまいります。

## 特定生産緑地に指定されない方へ

特定生産緑地に指定しない場合でも、生産緑地は自動的に解除されません。

生産緑地を解除する意向がある方については、生産緑地の指定から30年経過した日以降に、解除のための手続き（買取申出）が必要となりますので、ご注意ください。

生産緑地の指定から30年経過

生産緑地の買取りを申し出る

申出日から起算して3か月経過後に行為の制限が解除

※固定資産税の評価について、5年間で段階的に宅地並み課税の税額まで上昇しますので、ご注意ください。

※写真撮影のときのみ、マスクを外しました。



## 農地の貸借について

近年の法令改正により、生産緑地の貸借ができるようになっていきます。

都市農地貸借円滑化法を活用することで、契約期間満了時に貸手に農地が返還されるようになっており、「貸したら返ってこない」と言われていた農地の貸借上の課題がクリアされています。

都内では着実に貸借の事例が積み上げられていて、事例紹介の資料も農業委員会にも届いています。また、市・産業振興課にも、「農地を借りたい」という問い合わせが届いています。

農地の管理にお困りの方などがいらつしやいましたら、選択肢のひとつとして「農地を貸す」ことをご検討されてはいかがでしょうか。ご興味のある方は、以下の事項を農業委員会事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

- ① 農地住所・所有者
- ② 面積
- ③ 貸借期間 など

市・産業振興課及び農業委員会では、都市農地の貸借を通じて貴重な都市農地の保全につなげていきたいと考えています。

## 新規農業者が誕生しました！

近年の法令改正により、生産緑地の貸借ができるようになっていきます。

都市農地貸借円滑化法を活用して、新規就農者が誕生しました。東京農業アカデミーの第1期生として研修を終え、柳沢の農業者から農地を貸借した飯田さんにインタビューをしました。



飯田 秀さん（柳沢在住）

**Q** 農業を始めようと思ったきっかけはなんですか？

**A** 「探れたて作物の直売による地産地消」、「農地の景観による癒す力」に魅力を感じていた中、減少傾向にある都市農地を、自分が農業生産することで、少しの間でも残すことができるのではと考えたから。「地域貢献」、「独立経営・生涯現役」、「日々体を動かす」の3つの条件が当てはまった点も、きっかけの1つです。

**Q** 農業を始めて楽しいことはなんですか？

**A** 地域住民との交流。畑のご近所さんや通行人の方々とお話すると、「収穫期が楽しみ」とか「頑張ってる」といったエールをいただくことが多い。こうした交流は、モチベーション向上につながっています。

**Q** 農業を始めて大変なことはなんですか？

**A** ONとOFFの切り替え。時間の使い方を、すべて自分で管理する点。栽培作物の生育状況や、天候を読みながら計画を修正していく点も大変と感じています。

（水がない、トイレがないといった環境面や収入面も大変。いかにして経営を成り立たせるか日々考えております）

**Q** 最後に農業者の方へメッセージをお願いします。

**A** 地権者さんをはじめ、多くの農業関係者の支援があり、ようやくスタートラインに立てました。前途多難ではありますが、前だけを向いて進んでいく所存でございますので、厳しくも温かく見守っていただけると嬉しいですね。どうぞ、よろしくお願いいたします。



（貸借した農地）

## 新たに農業者が開設する市民農園が新設されました！

新町の平井様が、特定農地貸付法を活用し、「ひらい農園」という市民農園（32区画）を開設されました。

### 利用者の声

今まで、新町市民農園を使っていて閉園になってしまったところに開設されて、すごく嬉しく思います。



## 新たに事業者が開設する市民農園が新設されました！

都市農地貸借円滑化法に準用する特定農地貸付を活用し、向台町に（株）ARISE（アライズ）が「手ぶら畑」という市民農園（144区画）を開設されました。

### 利用者の声

畑（土）の状態が良く、有機栽培を頑張ってみようと思っています。



文化財の保存活動を行っています！  
～教育委員会からのお知らせ～

西東京市教育委員会では、市民の郷土に対する理解を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的として、文化財の保存と活用を進めています。

その活動の一環で、市内の個人宅で保管されている文書や民具などについて、歴史的にどのような意義があるのか、職員（学芸員）が確認させていただき取り組みを行っています。

ご自宅の整理などの際に「古い文書が出てきたが何を書いてあるかわからない」「親の代で使っていた古い農具だが、何十年前も前から使っていない」などといったものがありましたら、ぜひ教育委員会社会教育課までご連絡をお願いします。

（社会教育課文化財係直通）  
042142012832



複式簿記を覚えませんか？

一般社団法人 東京都農業会議が複式簿記の講習会を行っています。参加を希望される方は、市・産業振興課までご連絡ください。次回講習会の予定

・7月6日（水）午後5時30分から（田無第二庁舎2階会議室）  
※11月から3月までも講習会を開催します。

市内直売所の紹介

直売所での農産物購入への関心が高まってきています。直売所で新鮮な農産物を提供し、市内農産物の魅力を再発信しましょう！

市・産業振興課では、同意をいただいた農業者の皆様の直売所情報やHPに掲載し、周知活動を行っています。掲載をすることで、市民の利用が増えることや飲食店経営者などとのマッチングにもつながることを期待しています。

販路拡大にご興味のある方はぜひお問合せください！



☆市では、販売促進用ののぼり旗の配布も行っています。

事務局職員の異動について

令和4年4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介いたします。生活文化スポーツ部産業振興課 兼農業委員会事務局

樋口 由香

なお、前任の川野主事は、社会教育課へ異動されました。お疲れ様でした。

事務局の紹介

令和4年4月1日より、左記のメンバーで農業委員会業務を行います。よろしくお願いたします。



（後列左から）原島、飯島、登坂  
（前列左から）阿部、樋口、永井  
※写真撮影のときのみマスクを外しました。

農業者年金のご案内

農業者年金は、確定拠出型の公的年金です。ご自身の将来設計のために積極的に活用し、豊かな生活を実現しましょう。

◇加入要件  
次の①～③の全てに当てはまる方

- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

詳細は、農業委員会事務局までお問い合わせください。



編集後記

農業委員会だより第32号はいかかでしたでしょうか。まだまだ、新型コロナウイルスに振り回され、思うような活動ができないと思います。早く日常に戻るといいですね。また、これから暑い季節がやってきます。どうかお身体にはお気を付けてください。これからも地域の農業者の皆様のために立つ情報提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願いいたします。

編集部一同